

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和4年10月20日

## 全日本なぎなた連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://naginata.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(公財) 全日本なぎなた連盟（以下、「当連盟」という。）は、昭和30年発足以降、なぎなたの理念を掲げ、昭和56年より指導方針を策定し公表している。また、理念等に基づき、なぎなたを通じて人間形成に寄与するための施策として、事業を実施しているが、中長期計画については未整備のため、2023年度6月までに策定し公表する予定である。 なお、短期事業計画については、理事会承認後、47都道府県より選出された評議員に対し報告を行っている。	理念、指導方針、事業計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当連盟の組織及び事業の規模、経済的合理性を考慮し、円滑な組織運営及び業務遂行のために必要な人員を採用している。当連盟では、定期的な採用は行っておらず、必要に応じて採用を行っている。人材の育成においては、専門委員会及び特別委員会の委員を選定する際に、委員長には理事を置き、その他の委員は積極的に若手委員や男性委員を起用し、各事業の企画運営に携わらせることが内部研修を行っている。また、講師や理事の登用においても同様に、若手や男性を用いている。 しかし、計画は未整備のため、今後、中長期計画の策定時に、人材の採用及び育成に関する内容を盛り込むよう検討する。	委員の選定に係る委員長宛依頼文
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	専門家と役員間において、正しい情報の共有をし、毎年度単位で事業評価を行っている。 財務に対する過去の実績、現在の状況、また将来の見通しを立て、収支の比較分析を行うとともに、正味財産の年度ごと増減状況を把握し、健全性を確保している。 しかし、計画は未整備のため、今後、中長期計画の策定時に、財務に関する内容を盛り込むよう検討する。	令和元年度収支計算書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること  ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟の男性理事の割合については、女性80%、男性20%（理事20名のうち、女性16名、男性4名）となっている。これまで女性中心に行ってきたスポーツであることから、男性の割合が低くなっている。  また、外部理事については、定款第34条において理事は無報酬と定めていることもあり、現状では、外部理事は0名である。  役員の改選時期が2023年、2025年となるので、段階的に男性理事及び外部理事の割合の維持・拡大に積極的に努めていく。	定款、役員名簿、理事及び監事候補者の選出方法に関する内規
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること  ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	評議員の定数は、定款第12条により48～53名と定められている。  これまで女性中心に行ってきたスポーツであることから、理事と同様、評議員は女性が大半を占めており、外部評議員は0名である。各都道府県連盟より1名ずつを選出してきたことも要因であるが、各都道府県の会員の意見を平等に反映するために必要な仕組みだと考えている。  外部評議員については、当連盟の財政規模も考慮しながら、2025年までに対応を検討する。	定款、評議員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること  ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	なぎなたが生涯を通じて行われるスポーツであること、本連盟においては、子どもから高齢者になるまで一貫した指導を受けていく仕組みであることから、アスリートという概念は特段ない。  しかし、選手として活躍する層の意見を組織運営に取り入れていくために、アスリート委員会を設置し少なくとも年1回以上は本連盟執行部と意見交換を考えている。	一貫指導システム（冊子） アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事の定数は定款第28条にて20名～25名と定める。今後は、理事は、民間企業出身者、選手、指導者等で幅広く構成していく。  当連盟の事業規模及び機関決定を迅速に進めるうえで、現在の理事会の規模は適正で、実効性を確保していると考えている。	定款、役員名簿、理事及び監事候補者の選出方法に関する内規

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	各地区より推薦される理事は、理事及び監事候補者の選出方法に関する内規において、就任時70歳未満と定めている。 ただし、中長期の事業等の実現に必要であったり、運営の主要業務を担うため、会長が推薦した理事については、定年制を設けておらず、例外適応の範囲については、2025年までに検討していく。	理事及び監事候補者の選出方法に関する内規
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	現状では、理事の10年超に関する再任を制限する定めはない。また、現状で10年の在任期間を超える理事は2名である。 在任期間の上限については、理事の選出方法に関する関係規程等の改正と併せて、2025年までに対応を検討する。  【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】  ガバナンスコード遵守に向け、理事の選出方法に関する関係規程等の改正と併せて、2025年までに対応を検討する。検討時には、加盟団体や理事が委員長を務める専門委員会の委員等の意見を聴取しながら検討を進めるため、2023年の改選時に該当者が生じた場合は、激変緩和措置を適用する。また、在任期間の上限については、検討の結果、例外措置を設ける場合もある。	理事及び監事候補者の選出方法に関する内規、役員名簿  理事会議事録【メモ：2021年2月の理事会】
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補選考委員会は設けていない。今後、外部評議員に関する検討と併せて、2025年までに検討する。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	当連盟及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するため、倫理規程を整備している。倫理規定第3条に遵守事項として「法令、定款、本規程を含む本会の一切の規程類を遵守しなければならない」と定めている。	倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款を始め、法人の運営に必要となる一般的な各種規程等を整備している。	定款、評議員会規程、理事会規程、委員会規程、加盟団体規程、事務局規程、倫理規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務に関する各種規程等を整備している。	情報公開規程、暴力行為等相談窓口設置規程など
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程により、役員及び評議員は原則として無報酬である旨を規定している。	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。	定款、会計規程、財産管理運用規程、資金運用規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	定款第3章において、当連盟の財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。	定款、会計規程、財産管理運用規程、資金運用規程、寄付金等取扱規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	世界選手権大会日本代表選手選考規程及び細則に基づき、予備選考会や強化練習会を行い、合理的に選考している。	世界選手権大会日本代表選手選考規程、世界選手権大会日本代表選手選考細則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員資格保有者に対し義務講習制度を設け、講習を積んだ審判員の中から講習受講証明のポイント数を基準にし、選考委員会において選考している。審判員は、審判規程に基づき審判を行う。	講習会要項、専門委員会規程（選考委員会）
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	法律相談全般について、弁護士と契約しており、業務遂行上懸念がある時は、いつでも相談できる体制を整えている。 財務会計部門においては、公認会計士より定期的な財務・税務等の専門的な監査や助言を受けることができる。 担当職員の業務遂行上、必要な外部研修会を受講している。	法律顧問契約書、会計顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2021年2月よりコンプライアンス委員会を設置している。2016年5月からコンプライアンス委員会設置のための準備委員会にて年2回程度協議をしており、今後も年1回以上開催する。	倫理規程、コンプライアンス委員会名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士を配置している。	倫理規程、コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2019年度より理事会、評議員会において、毎年1回、弁護士によるコンプライアンス講習を行っている。（2019年度は、新型コロナウイルスの影響により、資料の配布のみとなった。） 2021年2月、役職員の法令遵守等について定めた倫理規程を再整備したので、今後周知を行い、役職員のコンプライアンス意識のさらなる向上に努める。	コンプライアンス講習資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	全国研修会において、審判員、選手及び指導者に対し、外部講師によるコンプライアンス講習を年1回実施している。 2021年2月、倫理に関する各種規程等を再整備したので、今後はその周知も併せて行っていく。	コンプライアンス講習資料

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	全国研修会において、審判員、選手及び指導者に対し、外部講師によるコンプライアンス講習を年1回実施している。 2021年2月、倫理に関する各種規程等を制定したので、今後はその周知も併せて行っていく。	コンプライアンス講習資料
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律相談全般について、弁護士と契約しており、業務遂行上懸念がある時は、いつでも相談できる体制を整えている。 財務会計部門においては、公認会計士より定期的な財務・税務等の専門的な監査や助言を受けることができる。	法律顧問契約書、会計顧問契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計処理は取引の都度行い、公認会計士による外部監査を年2回受け、会計処理や経営状況の確認、評価を受けている。	定款、会計規程、資金運用規程、監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国費による補助金等の利用に関しては、審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。	補助金事業報告書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等については、当連盟の情報公開規程に基づき、事務所への備え置き又はホームページにて公表し、法令に基づく開示を行っている。	情報公開規程、計算書類等、財産目録、会計帳簿など
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	世界選手権大会日本代表選手選考規程及び細則に基づき、各都道府県連盟を通じて広く公表している。選考会となる大会においては、大会要項に記載のうえ、申込募集時に案内し、選考会については、募集時に各都道府県連盟を通じて案内している。	世界選手権大会日本代表選手選考規程、世界選手権大会日本代表選手選考細則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	2021年2月より、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等について、ホームページにて自己説明を開示している。	ホームページ
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規定において、「日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。組織運営及び業務遂行時には、利益相反の有無という観点から確認を行ったうえで、契約締結等を行っている。	倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	倫理規程において、「日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。 組織運営及び業務遂行時には、利益相反の有無という観点から確認を行ったうえで、契約締結等を行っている。 審判規程、なぎなたの審議審査員の心得に、利益相反を行ってはならない旨を記載している。	倫理規程、審判規程、なぎなたの審議審査員の心得
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	2021年2月より暴力行為等相談窓口設置規程を定め、相談窓口を設置している。今後はホームページ及び研修会等で周知を図っていく。	倫理規程、暴力行為等相談窓口設置規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	相談窓口はコンプライアンス委員会の下に設置している。コンプライアンス委員会の構成員には、弁護士、公認会計士を配置していることから、相談窓口に通報があった際には、弁護士、公認会計士に相談できる体制となっている。	倫理規程、暴力行為等相談窓口設置規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続については、倫理規程及び処分に関する細則にて定めている。 違反行為、処分に至るまでの手続き、処分の種類及び内容について、倫理規程及び相談窓口の制度と併せてとして周知していく。	倫理規程、暴力行為等相談窓口設置規程、処分に関する細則、倫理諸規程の概要

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査については、中立性と専門性が担保されているコンプライアンス委員会で行う。	倫理規程、コンプライアンス委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	本連盟は、日本スポーツ仲裁機構に加盟しており、当該機構のホームページに自動応諾条項の団体として、記載されている。また、当連盟の倫理規程において、スポーツ仲裁規則に従ってスポーツ仲裁手続を利用して解決することができる旨を定めている。	倫理規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	ホームページに掲載している「倫理諸規程の概要」にて、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度が利用できる旨を記載している。また、倫理規程において、処分を行う際には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度の利用が可能である旨を処分対象者に書面で通知することとしている。	倫理諸規程の概要、倫理規程
39	[原則12] 危機管理体制及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	地震等の災害発生時や新型コロナウィルスに関する対策など有事の際には、緊急の常任委員会を開催し、ホームページに掲載するなど対応してきた。 しかし、危機管理体制及び危機管理マニュアルは整備できていないため、様々な危機について検討しながら、2025年までに整備を考える。	
40	[原則12] 危機管理体制及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事が発生した場合には、会長を中心に速やかに調査体制を構築することとしている。ただし、過去4年間において、当連盟内では不祥事の発生はない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、コンプライアンス委員会を中心に構成する予定である。ただし、過去4年間において、当連盟内では不祥事の発生はない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体に関する規程により、加盟手続や遵守事項などを定めている。 また、地方組織等の組織運営及び業務執行については、当連盟のコンプライアンス強化の推進と併せ、加盟団体にも啓発・推進していく。加盟団体が法令違反等を行った場合は、当連盟の倫理規程に基づき処分等を行う。これらの啓発については、冊子を作成予定である。	加盟団体に関する規程、倫理規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織との事務局連絡会（毎年6月、3月の年2回開催）において、情報提供を行い、適正な組織運営及び業務執行のため助言を行っている。この連絡会は今後も継続して開催し、2021年6月からは、コンプライアンス研修も併せて行う予定である。	事務局連絡会会議資料